

興部町地域情報通信基盤整備事業に係る整備運営事業者選定 プ ロ ポ ー ザ ル 実 施 要 領

平成 21 年 11 月
興 部 町

1 公募型プロポーザル方式により提案を求める趣旨

当町では、情報通信社会の進展の中で、今後の町の発展のため I T 社会への対応は急務とされていることから、すべての地域における超高速インターネットサービスの利用の実現、地上波デジタル放送難視聴地域の解消、I P 防災告知システムの構築を目指している。

そこで本年度、総務省の地域情報通信基盤整備推進交付金を活用した光ファイバ網等の整備事業「興部町地域情報通信基盤整備事業」（以下「本事業」という。）により、電気通信事業者と連携した超高速インターネットサービスの提供、地上波デジタル放送の難視聴対策、I P 防災告知システムの構築を図ることとした。

本事業の完了後には、「超高速インターネット接続」サービスの提供を基本として、将来の I C T 環境の変化にも柔軟に対応できるよう民間事業者の創意工夫を生かしたサービスを選択可能としないといけないと考える。

したがって、民間事業者からその創意工夫と技術力等を生かした整備・運営に関する提案を受け、当町及び町民にとって最も有利な事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 事業の基本的な考え方

本事業については、町内全域において、光ブロードバンドサービス^{※1}が提供されることによるデジタル・デバイド（情報通信格差）の解消を基本とし、併せて、地理的要因等による地上デジタルテレビ放送の難視聴地域解消への対応を行い、さらに、I P 防災告知システムの整備により町民の安心安全の確保ときめ細やかな行政情報の提供による地域の一体化を促進するために必要な光ファイバ網等を整備するものである。

なお、本事業で整備する光ファイバ網で「光ブロードバンドサービス」を提供する場合は、I R U（Indefeasible Right of User^{※2}）契約により連携する電気通信事業者に貸し出し、町内全域で光ブロードバンドサービスを提供していただくこととする。

※1：100Mbps以上の帯域を有するサービス

※2：関係当事者の合意がない限り破棄又は終了させることができない長期安定的な使用权

3 施設整備等の概要

- (1) 施設概要
- ①興部町全域における F T T H 方式によるブロードバンド施設（超高速インターネット接続）の整備と I R U 契約によるサービスの提供
 - ②地上デジタルテレビ放送の難視聴地域解消施設の整備
 - ③ I P 防災告知システムによる情報伝達施設の整備
- (2) 総事業費 最高 546,000千円（設計・施工・監理を含む。消費税込み。）
（この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。）

- (3) 導入事業 総務省所管 地域情報通信基盤整備推進交付金
(4) 事業年度 平成21年度

4 提案の審査及び契約の方法

公募により、一定の参加資格を有する者から興部町地域情報通信基盤の整備、運営（サービス提供）に関する提案を受け、町が設置する選考委員会において提出された提案書等の審査を行い、総合的に最も優れた内容の提案を行った者を設計施工に係る工事請負契約、整備完了後の施設に関する賃貸借契約であるIRU契約締結及び施設の保守管理業務委託契約締結、サービス提供時に関する協定締結の優先交渉権者とする。

契約に際しては、提案の内容と町の意向について協議調整を行った上で合意が得られた時点で、随意契約による契約を行う。また、協定書、各契約書に記載する項目の詳細については、優先交渉権者と協議の上、決定するものとする。

5 提案参加資格

本提案への資格を有する者は、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

- (1) 本提案への参加は、単独企業、又は業務を共同連帯し受託するため2以上の者を構成員として結成された共同企業体との連携とする。なお、共同企業体の結成は自主結成とし、この場合は共同企業体に関する協定を結び、「共同企業体協定書-副本」の提出をすること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の4の規程に該当しない者であること。
- (3) 北海道内に本店または営業所等を有する事業者であること。
- (4) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める登録電気通信事業者又は届出電気通信事業者であること。
- (5) 建設業法第3条に規定する電気通信工事の特定建設業許可を有すること。
- (6) 建設業法第26条に規定する技術者を選任で配置できること。
- (7) 光ブロードバンドサービス
 - ①日本国内で光ブロードバンドサービスを提供しており、永続的提供が可能であること。
 - ②IRU契約による運用実績を有すること。または運用が可能なこと。
 - ③光ブロードバンドサービスは工事完了後、速やかに開始できること。
- (8) 地上波デジタル放送難視聴解消
 - ①地上波デジタル放送受信システム構築の設計施工ができること。
- (9) IP防災告知システム構築
 - ①IP防災告知システム構築の設計施工ができること。
- (10) 共同提案による参加の場合
 - ①共同提案に参加する者のうち代表者を決定し、すべての代表者と代表者印を押印すると共に、本事業における業務分担を記した参加申込書を提出すること。なお、業務分担とは、サービス提供・実施設計・施工・保守の業務毎の分担とする。
 - ②共同提案により参加する者は、単独での提案及び複数の共同提案に参加することはできない。
 - ③共同提案に参加する者すべてが、(2) から(3) の条件を満たすこと。

- ④ (5) 及び (6) は、共同提案に参加する者のうち 1 の者が両条件を満たさなければならず、条件を満たす者が光ファイバ網の施工を行うこと。
 - ⑤ (7) の条件は、共同提案に参加する者のうち 1 の者が条件を満たさなければならず、条件を満たしている者が光ブロードバンドのサービス提供を行うこと。
- (1 1) なお、平成 21 年度興部町競争入札参加資格を有していない者にあつては、次の書類を提出すること。
- ①登記簿謄本（発行後 3 ヶ月以内のもの。コピー可）
 - ②営業所表（様式 3）
 - ③委任状（様式 4。代理人を置く場合に限る。）
 - ④財務諸表（直前決算のもの。コピー可）

6 提案への参加申込

提案への参加を希望する者は、「企画提案参加申込書」（様式 1）に参加資格を有することを証明する書類を添えて参加申込すること。

(1) 申込期限等

- ①申込期限 : 平成 21 年 12 月 1 日（火）午後 5 時必着
- ②申込場所 : 担当部署に同じ
- ③申込方法 : 持参

(2) 参加資格審査結果の通知

平成 21 年 12 月 3 日（木）午後 5 時までに、参加申込者に対して審査結果を FAX にて通知する。

7 参加申込又は提案に関する質疑等

本件に関して質疑等がある場合は、以下のとおり受付、回答する。

(1) 受付期間

平成 21 年 12 月 10 日（木）午後 5 時までに、「企画提案質問書」（様式 2）を提出すること。

(2) 提出先及び方法

提出先は担当部署とし、提出の方法は FAX 又は電子メールとする。

(3) 質問に対する回答方法

随時質問者に対し FAX 又は電子メールにより回答する。また提案に関する質問については、取りまとめの上、参加者全員に随時通知する。

8 企画提案書の提出

(1) 企画提案書については、別添 1 「興部町情報通信基盤整備事業 企画提案書記載事項」に従って作成すること。

(2) 企画提案書の形式

- ①用紙サイズは A4 版とする。ただし、図表等において A3 版を使用することも可とするが、A4 サイズに折り込むこと。
- ②提出部数は、10 部とする。うち、1 部は製本しないこと。
- ③提案書に記載する文章及び図表等については、分かりやすく平易な表現を用いて、さ

らには注釈等を入れるなどにより、専門知識を有しない者であっても理解できる内容とすること。

(3) 企画提案書の提出期限等

- ①提出期限 : 平成21年12月18日(金)午後5時必着
- ②提出場所 : 担当部署に同じ
- ③提出方法 : 持参

9 企画提案書の審査方法

(1) 審査方法

参加資格を有する提案者からの企画提案についてヒアリングを実施し、総合的な評価に基づき決定する。

ヒアリングは、選考委員に対して提案説明(30分以内)、提案への質疑応答(30分以内)を参加者ごとに行う。

なお、必要に応じて、追加資料の提出を求める場合がある。

(2) 決定通知

審査の結果については、すべての提案者に平成21年12月25日(金)までに書面により通知する。

(3) 失格要件

提案された提案書等が以下に該当する場合には、企画提案を無効とする場合がある。

- ①提案書等の必要書類を提出期限内に提出しないとき。
- ②提案内容に虚偽が認められたとき。
- ③選定審査終了までの間に、本町での入札参加資格停止の措置を受けたとき。

10 選定のポイント

評価にあたっては、主に以下の点をポイントとした上で、選考委員会により評価し決定する。

- ①住民に対するブロードバンド・サービスをいかに良質、低価格で提供できるか。
- ②地上波デジタル放送難視聴解消について、いかに良質、低価格で提供できるか。
- ③IP防災告知システムについて、いかに良質、低価格で提供できるか。
- ④財政運営が厳しい中、行政の総負担額(イニシャルコスト+ランニングコスト)を、いかに軽減できるか。
- ⑤安定した保守管理の体制及び方法がとられるか。
- ⑥地元企業との連携が配慮されているか。
- ⑦将来のICT環境の変化に柔軟に対応できるよう、魅力的な情報通信サービスの独自案や将来計画案が、いかに盛り込まれているか。

11 各種資料の取得方法

興部町役場総務課に来庁のうえ、取得してください。

なお、電子データを希望する場合には、電子メール等により配布をいたしますので、別途申し出てください。

12 担当部署

興部町 総務課 情報管理係

所在地 098-1692 北海道紋別郡興部町字興部710番地

電話 0158-82-2131 (代表) 内線313

FAX 0158-82-2990

担当 情報管理係長 推名 徹 (すいな とおる)

主査 斉藤 秀樹 (さいとう ひでき)

電子メール tooru.suina@town.okoppe.lg.jp

平日開庁時間 午前8時30分から午後5時15分まで

13 その他

(1) 経費の負担

提案に係る一切の費用は、提案参加者の負担とする。

(2) 提出書類

提出された書類等は、一切返却しないものとする。また、提出された書類は当該審査以外の目的で提案者に無断で使用しない。

(3) 本提案の審査は、整備運営事業者の内定（優先交渉権決定）のために行うものであり、提案内容は尊重するものの、契約・協定の際にはあらためて協議・調整の後、双方合意に至った場合に各契約及び協定を締結するものである。

(4) 本プロポーザルについては、本町予算の議決及び国の補助制度の地域情報通信基盤整備推進交付金の交付決定を受けた場合にのみ有効となる。したがって、予算の議決ができない場合や、交付金の交付が受けられなかった場合にはすべて無効となり、町は一切の責任を負うことはない。